おける学級数がない団体のみ適用する。）

AW_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0138

イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0163

AW_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.00084

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00080

$AW_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.00056

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00057

$AW_{令2}$　ア　令和2年度市場公募都市に係るもの　0.00089

イ　令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00090

AX_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た水泳プール（屋外）に係る学校教育施設等整備事業債等（公害防止事業債、財源対策債、平成13年度、平成14年度及び平成16年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債並びに符号AMにおいて別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係る地方債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額（平成22年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るものに限る。）（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

$AY_{13} = 0.0204$

$AY_{14} = 0.0189$

$AY_{15} = 0.0119$

$AY_{16} = 0.0078$

AY_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.0143

イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係る

おける学級数がない団体のみ適用する。）

AU_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0010

イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0010

AU_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.00084

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00080

$AU_{元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.00056

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00057

AV_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た水泳プール（屋外）に係る学校教育施設等整備事業債等（公害防止事業債、財源対策債、平成12年度から平成14年度までの各年度及び平成16年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債並びに符号AKにおいて別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係る地方債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額（平成12年度において発行を許可されたもの（平成11年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）については、政府資金に係るものに限り、平成22年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るものに限る。）（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

$AW_{12} = 0.0202$

$AW_{13} = 0.0204$

$AW_{14} = 0.0189$

$AW_{15} = 0.0119$

$AW_{16} = 0.0078$

AW_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.0143

イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係る